

【新型コロナウイルス感染症対策 特別定額給付金】

東広島市は、新型コロナウイルスの経済対策である特別定額給付金(10万円)の申請書類の発送を開始しました。以下は東広島市ホームページに掲載されている情報です。これ以外にも、個人向けの支援、事業者向けの融資・補償などの制度があります。東広島市ホームページをチェックしてみてください。

施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があります。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。

給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記載されている全ての方(外国人登録を含む)が対象となります。

受給権者 世帯主

給付額 給付対象者1人につき10万円

申請方法

郵送申請方式 東広島市からお送りする申請書に振込を希望する金融機関の口座番号などを書き、本人確認書類の写しと口座確認書類の写しと一緒に、同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函して下さい。

オンライン申請方式(マイナンバーカードとパソコン、専用読取機またはスマートフォンが必要です。)

「マイナポータル」の申請画面から画面の指示にしたがって、必要事項を入力してください。

給付金の受け取り方法

原則として、世帯主の口座に世帯員全員分の特別定額給付金を振り込みます。なるべく早く振り込みますが、申請の集中により、振込まで1か月程度かかることがあります。

口座をお持ちでない方や金融機関から離れた場所にお住まいの方は、現金給付が可能です。市から現金書留(申請者本人の受取に限定して発送します)の方法により支給します。

※現金給付を希望される場合は、支給は6月末以降となります。

申請書発送時期 申請書は、5月12日以降順次お届けします。

オンライン申請受付開始時期 オンライン申請受付は、5月12日開始です。

申請期限 令和2年8月31日(月曜日)

期限までに申請しないと給付されませんので
ご注意ください!



このような封筒が送られてきます

【初めてのパソコン】受講生募集

初めてパソコンに触る方でも大丈夫、家にパソコンがない方も貸出しますので、気軽にご参加ください!



【前期】6月~9月(第2・4水 19:00~20:30)

◎パソコンって何?どんなことができるの?

操作の方法

年賀状作成(文面・宛名面)

【後期】10月~1月(第2・4水 19:00~20:30)

◎パソコンを生活に生かそう!

回覧文書の作成(Word)

諸帳簿の整理(Excel)

受講料 月 1000円

【英語であそぼう】

『英語であそぼう』、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、秋以降に開講予定です。
※今後の状況により変更になる場合があります



【お知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、入野地域センター及び河内スポーツアリーナ・入野区民グラウンドの利用を4/18~5/31の間、休止しておりましたが、6月1日から利用を再開いたします。

主催講座も6月1日から開講できます。その際注意事項がありますので、代表の方は一度入野地域センターへお越しください。

としよまる巡回日
6月19日(金)
14:30~15:00

【6月行事予定】

17日(水) 河内アリーナ7月分抽選
8・22日(月) 自主パソコン教室
10・24日(水) 初めてのパソコン教室